

家電4品目の適正な処分にご協力をお願いします！！

家電リサイクル法に基づき、下記の家電は「燃やせないごみ」や「大型ごみ」として収集・受け入れはできませんので、次のとおり適正に処分をしてください。

▶「燃やせないごみ」「大型ごみ」として収集できない家電4品目



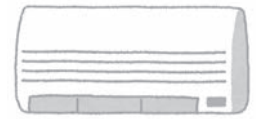
テレビ
(ブラウン管式・液晶・プラズマ)



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



エアコン

▶新しい家電に買い替える場合

新しい家電を購入するお店に引き取りを依頼してください。お店ごとに引き取り方法が異なるため、お店に直接お問い合わせください。

▶買い替えではなく処分のみの場合

処分する家電を購入したお店に引き取りを依頼してください。購入したお店がわからない場合は、指定引取場所に直接搬入するか家電回収協力店にお問い合わせください。

●指定引取場所に直接搬入する方法

- ①家電リサイクル券を郵便局で購入してください。購入手続きには下記の内容が必要です。
 - ・処分する家電のメーカー名
 - ・テレビについては画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫については内容積
- ②処分する家電と家電リサイクル券の綴り一式を持って指定引取場所へお持ち込みください。

最寄指定引取場所

名 称	所 在 地	電話番号
滝川通運（株）	滝川市流通団地 2 - 4 - 8	0125-23-3200

町内の家電回収協力店

名 称	所 在 地	電話番号
ホームックニコット秩父別店	秩父別町 2 条 3 丁目	0164-33-5100

※指定引取場所・協力店に依頼する場合は、事前に連絡をしてください。



町指定の燃やせないごみの袋に入っており、回収されなかった家電 左) テレビ 右) 冷蔵庫

お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ（電話：33-2111 内線43）

PCB廃棄物の処理期限が迫っています！

PCB廃棄物は、法律で定められた期間内に処理しなければなりません。

事業所や倉庫でPCB使用機器が使用・保管されていないか確認するとともに、PCB使用機器が確認された場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

■PCBが使用された電気機器等

主に電気機器の絶縁油として使用されていましたが、有害であることが判明し、昭和47年に製造、使用等が禁止されました。



変圧器



コンデンサー



業務用照明器具の安定器

【参考】PCB含有の有無の判別方法

○高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー等）

昭和28年から昭和47年に国内で製造された機器が対象、機器の銘板により確認

○高濃度PCB廃棄物（安定器）

昭和52年3月以前の事業用建物の照明器具に設置されている可能性があり、機器の銘板により確認

○低濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー等）

製造年により低濃度PCB汚染の可能性があり、対象機器は絶縁油のPCB濃度を分析し確認

【その他の電気機器等】

・上記の電気機器のほか、X線装置や溶接機等の非自家用電気工作物内のコンデンサーについてもPCB含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっております。

【使用された機器の例】X線装置（医療用・工業用）、溶接機、エレベーター制御盤

・これらの機器のうち昭和55年以前までに製造・販売されたものは該当する可能性があります。

■PCB廃棄物の処分期間

●高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー】：2022（令和4）年3月31日まで
【安定器等】：2023（令和5）年3月31日まで

●低濃度PCB廃棄物：2027（令和9）年3月31日まで

※高濃度PCBに該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。（低濃度PCB使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。）

※処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります。

■PCB廃棄物の処分先

●高濃度PCB廃棄物 → 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所

●低濃度PCB廃棄物 → 国の無害化処理認定施設 または 許可施設

■PCB廃棄物を確認したら

行政への届出や処分業者（JESCO等）との契約が必要です。最寄りの行政機関にご連絡をお願いします。

・空知総合振興局保健環境部環境生活課 TEL：0126-20-0042

【お問い合わせ先】北海道環境生活部環境局循環型社会推進課大気環境係

TEL：011-204-5192（直通）（内線24-325）

